

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊富町内の人口は、昭和 25 年の 11,425 人をピークに減少の一途を辿り、令和 7 年 3 月には 3,465 人となっており、生産年齢人口は 1,793 人で、全体のおよそ半分を占めている。少子高齢化の進行により、今後も人口減少は続く見通しであり、2030 年の人口は 3,000 人程度まで減少していくと推計されている。

豊富町の基幹産業は、広大な牧草地を活用した酪農業と、それに付随する製造業・建設業、さらにはサロベツ湿原や豊富温泉などの観光業となっている。産業構造割合としては、農林漁業従事者が約 30%、次いで卸売・小売業が 14%、建設業が 13%と続いている。町内には従業員数が 100 名を超える企業等は存在せず、小規模な企業等によって地域経済が構成されているが、人口減少の進行とともに、企業等においては労働力および生産性の確保が大きな課題である。

#### (2) 目標

厳しい事業環境、限られた労働力の中にあって老朽化が進む設備等を抱える企業等においては、生産性を維持しつつ労働荷重を軽減する必要があることに加え、如何に事業の維持・向上を図るかが課題となる事から、IoT などの新しい技術を活用した生産性と生産効率の高い設備や作業効率の高い機械設備等の導入を支援し、業務の効率化と労働生産性の向上を図る。具体的には、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、町内企業等の先端設備等を広範に対象とし生産効率等の向上を図る事が必要であることから、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

町内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、町内一円を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

町内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月7日～令和9年6月6日までの2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定に寄与する事についても本計画にて配慮すべき事項であり、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。